(c)　異工種ＪＶの構成は、橋梁上部工事と橋梁下部工事（基礎工を含む。）の施工を各々１社で分担する２社による組合せとし、下記(ｱ)及び(ｲ)の条件を満たす者とする。

(ｱ)　橋梁上部工事の施工を担当する構成員は、近畿地方整備局における「プレストレスト・コンクリート工事」に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

(ｲ)　橋梁下部工事（基礎工を含む。）の施工を担当する構成員は、近畿地方整備局における「一般土木工事」に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

(d)　単体有資格業者、異工種ＪＶ又は経常ＪＶの橋梁下部工事（基礎工を含む）の施工を担当する構成員にあっては、近畿地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,200点以上であること（上記(b)及び(c)の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

(e)　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(b)及び(c)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(f)　単体有資格業者にあっては、平成６年度以降に元請として完成・引渡しが完了した下記(ｱ)から(ｶ)までの要件をすべて満たす工事の施工実績（以下「単体有資格業者の同種工事の実績」という。）を有すること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

(ｱ)　道路橋（ＴＬ－20以上で、Ａ活荷重のものを除く。）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）の工事。

(ｲ)　橋梁形式がラーメン又はアーチ形式のＰＣ橋又はＰＲＣ橋で、かつ、最大支間長が60m以上の工事。

(ｳ)　架設工法が、移動支保工、片持式架設（トラッククレーン架設を除く。）、押出架設、プレキャストセグメント工法（トラッククレーン架設を除く。）のいずれかによる工事。

(ｴ)　鉄筋コンクリート構造の橋脚又は橋台で、躯体高さ（フーチング下端から橋脚又は橋台の天端（パラペット部を含む。）までの高さ）が15m以上の工事。

(ｵ)　基礎形式が鋼管ソイルセメント杭で杭長25m以上の工事。

(ｶ)　上記(ｱ)から(ｳ)までは同一工事の施工実績を有し、(ｴ)及び(ｵ)は(ｱ)の要件を満たす同一工事とし、それぞれの工事の施工実績を有すること。

ただし、経常建設共同企業体（以下「経常ＪＶ」という。）にあっては、構成員のうちの１社が単体有資格業者の同種工事の実績を有するとともに、その他構成員で、橋梁上部工事の施工を担当する構成員は、平成６年度以降に元請として完成・引渡しが完了した上記(ｱ)及び(ｲ)の要件を満たす工事の施工実績を有すること。また、橋梁下部工事（基礎工を含む。）の施工を担当する構成員は、平成６年度以降に元請として完成・引渡しが完了した上記(ｱ)及び(ｴ)の要件を満たす工事の施工実績を有すること（上記(ｱ)及び(ｲ)又は(ｱ)及び(ｴ)は同一工事の施工実績を有すること。共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち、入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

(g)　異工種ＪＶにあっては、下記１）及び２）のとおりとする。

１）橋梁上部工事の施工を担当する構成員は、平成６年度以降に元請として完成・引渡しが完了した下記(ｱ)から(ｴ)までの要件をすべて満たす工事の施工実績（以下「異工種ＪＶの橋梁上部工事の施工を担当する構成員の同種工事の実績」という。）を有すること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

(ｱ)　道路橋（ＴＬ－20以上で、Ａ活荷重のものを除く。）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）の工事。

(ｲ)　橋梁形式がラーメン又はアーチ形式のＰＣ橋又はＰＲＣ橋で、かつ、最大支間長が60m以上の工事。

(ｳ)　架設工法が、移動支保工、片持式架設（トラッククレーン架設を除く。）、押出架設、プレキャストセグメント工法（トラッククレーン架設を除く。）のいずれかによる工事。

(ｴ)　上記(ｱ)から(ｳ)までは同一工事の施工実績を有すること。

ただし、経常ＪＶにあっては、構成員のうちの１社が異工種ＪＶの橋梁上部工事の施工を担当する構成員の同種工事の実績を有するとともに、その他の構成員はそれぞれ平成６年度以降に元請として完成・引渡しが完了した上記(ｱ)及び(ｲ)の要件を満たす工事の施工実績を有すること（上記(ｱ)及び(ｲ)は同一工事の施工実績を有すること。共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

２）橋梁下部工事（基礎工を含む。）の施工を担当する構成員は、平成６年度以降に元請として完成・引渡しが完了した下記(ｱ)から(ｴ)までの要件をすべて満たす工事の施工実績（以下「異工種ＪＶの橋梁下部工事（基礎工を含む。）の施工を担当する構成員の同種工事の実績」という。）を有すること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

(ｱ)　道路橋（ＴＬ－20以上で、Ａ活荷重のものを除く。）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）の工事。

(ｲ)　鉄筋コンクリート構造の橋脚又は橋台で、躯体高さ（フーチング下端から橋脚又は橋台の天端（パラペット部を含む。）までの高さ）が15m以上の工事。

(ｳ)　基礎形式が鋼管ソイルセメント杭で杭長25m以上の工事。

(ｴ)　上記(ｱ)から(ｳ)までは同一工事の施工実績を有すること。

ただし、経常ＪＶにあっては、構成員のうちの１社が異工種ＪＶの橋梁下部工事（基礎工を含む。）の施工を担当する構成員の同種工事の実績を有するとともに、その他の構成員はそれぞれ平成６年度以降に元請として完成・引渡しが完了した上記(ｱ)及び(ｲ)の要件を満たす工事の施工実績を有すること（上記(ｱ)及び(ｲ)は同一工事の施工実績を有すること。共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

(h)は第１号２(7)に同じ。

(i)　単体有資格業者、異工種ＪＶ又は経常ＪＶは、上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(j)から(l)までは、第１号２(9)から(11)までに同じ。

(2)　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下「配置予定技術者」という。）を当該工事の現地に専任で配置できること。

なお、専任期間はそれぞれの担当する橋梁上部工事又は橋梁下部工事（基礎工を含む。）の施工期間とするが、監理技術者１名は契約工期の間に専任で配置できること。異工種ＪＶ及び経常ＪＶにあっては代表者の監理技術者１名が契約工期の間に専任で配置できること。

(a)　１級土木施工管理技士、２級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。